



# 島根県報

令和2年7月28日（火）

第 127 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則（障がい福祉課） 2

**【公 告】**

令和3年度島根県立農林大学校の学生募集の変更（農業経営課） 2

**【特定調達公告】**

新型コロナウイルス感染症対策用マスクの調達に係る随意契約の相手方等（総務事務センター） 3

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の落札者等（港湾空港課） 4

**【公安規則】**

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（警察本部） 4

**【公安告示】**

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲（警察本部） 4

## 公布された条例等のあらまし

◇ 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則（規則第69号）

## 1 規則の概要

引用する条項の整理（第2条—第4条・様式第2号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

島根県知事 丸山達也

## 島根県規則第69号

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（平成24年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に改める。

第3条第2項中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改める。

第4条第2項中「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改める。

様式第2号中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に、「第21条の5の25（）」を「第21条の5の26（）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

令和2年5月12日付け島根県報第105号で公告した令和3年度島根県立農林大学校の学生募集を次のとおり変更するので、公告する。

令和2年7月28日

島根県知事 丸山達也

## 1 変更事項

短期農業経営者養成科を農業科（短期養成コース）に変更すること等に伴う記載事項の変更

## 2 変更内容

ページ	行	変更前	変更後
10	下から9	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
	下から8	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）
	下から1	科（専攻）	科又は専攻若しくはコース
11	下から13	試験実施科	試験実施科（コース）

12	上から2	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
	上から3	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）
	上から4	後期試験実施科	後期試験実施科（コース）
	上から19	農業科及び短期農業経営者養成科	農業科
13	下から8	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
	下から7	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）
14	下から13	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
	下から12	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）
	下から4	科（専攻）	科又は専攻若しくはコース
15	上から15	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
	上から16	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）
	下から16	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
	下から15	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）
	下から1	農業科及び林業科	農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科
16	上から1	短期農業経営者養成科	農業科（短期養成コースに限る。）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年7月28日

島根県知事 丸山達也

1 件名及び数量

新型コロナウイルス感染症対策用マスク調達 32,570箱（1,628,500枚）

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年6月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

5 随意契約に係る契約金額

49,723,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年7月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

空港用5,000立級化学消防車の調達 1台

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

## 3 落札者を決定した日

令和2年7月3日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社出雲ポンプ 代表取締役 出雲 一樹 島根県益田市あけぼの東町14番地15

## 5 落札金額

154,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和2年5月15日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

### 島根県公安委員会規則第6号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア(ア)中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)中「、幼児」を「、小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第89号

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、著しく激

甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲について、次のとおり定め、令和2年7月28日から施行し、同月3日から適用する。

令和2年7月28日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

1 災害の名称

条例第6条第2項の著しく激甚な災害は、令和2年7月豪雨による災害とする。

2 手数料の免除対象者

条例第6条第2項の公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者は、令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された島根県の市町村の区域に住所を有する者及び同法が適用された島根県以外の都道府県の市町村の区域に住所を有する者であって島根県内に避難し、又は住居を移転したものとする。